

議案第 4 3 号

鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について

鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

北陸新幹線の金沢敦賀間および並行在来線の開通に伴う運行区間の変更に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和30年鯖江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図る」の次に「こと」を加える。

第2条第2号中「本邦」の次に「（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第2条第1項第4号の本邦をいう。）」を加える。

第8条第1項中「ただし」を「ただし、」に改める。

第13条第2項中「急行料金」の次に「および同項第4号に規定する座席指定料金」を加え、同項第1号中「80キロメートル」を「40キロメートル」に改め、同項第2号中「50キロメートル」を「40キロメートル」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）前2号の線路による旅行で規則に定める片道40キロメートル未満のもの

第13条第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定にかかわらず」を削り、「すべてその乗車に要する運賃」を「第1項の規定にかかわらずその乗車に要する運賃のみ」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。